

苫小牧市火災予防条例（昭和 3 7 年条例第 1 8 号）新旧対照表

改正後	改正前
目次 第 1 章 総則（第 1 条） 第 2 章 削除 第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等 第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第 3 条～第 1 9 条の 3） 第 2 節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第 2 0 条～第 2 4 条の 2） 第 3 節 火の使用に関する制限等（第 2 5 条～第 3 0 条） 第 4 節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第 3 1 条） 第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 3 1 条の 2～第 3 1 条の 7） <u>第 3 章の 3 林野火災の予防（第 3 1 条の 8・第 3 1 条の 9）</u> 第 4 章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準等 第 1 節 指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準等（第 3 2 条～第 3 4 条） 第 2 節 指定可燃物等の貯蔵又は取扱いの技術上の基準等（第 3 5	目次 第 1 章 総則（第 1 条） 第 2 章 削除 第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等 第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第 3 条～第 1 9 条の 3） 第 2 節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第 2 0 条～第 2 4 条の 2） 第 3 節 火の使用に関する制限等（第 2 5 条～第 3 0 条） 第 4 節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第 3 1 条） 第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 3 1 条の 2～第 3 1 条の 7） [新設] 第 4 章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準等 第 1 節 指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準等（第 3 2 条～第 3 4 条） 第 2 節 指定可燃物等の貯蔵又は取扱いの技術上の基準等（第 3 5

条～第 3 6 条の 2)

第 3 節 基準の特例 (第 3 6 条の 3)

第 5 章 消防用設備等の技術上の基準の付加 (第 3 7 条～第 4 9 条)

第 6 章 防火等管理及び避難管理 (第 5 0 条～第 5 7 条)

第 6 章の 2 屋外催しに係る防火管理 (第 5 7 条の 2・第 5 7 条の 3)

第 7 章 雑則 (第 5 7 条の 4～第 6 3 条)

第 8 章 罰則 (第 6 4 条・第 6 5 条)

附則

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第 3 1 条 火災に関する警報 (法第 2 2 第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。) が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) ～ (5) (略)

[削除]

第 3 章の 3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第 3 1 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災 (以下「林野火災」という。) の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第 3 1 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

条～第 3 6 条の 2)

第 3 節 基準の特例 (第 3 6 条の 3)

第 5 章 消防用設備等の技術上の基準の付加 (第 3 7 条～第 4 9 条)

第 6 章 防火等管理及び避難管理 (第 5 0 条～第 5 7 条)

第 6 章の 2 屋外催しに係る防火管理 (第 5 7 条の 2・第 5 7 条の 3)

第 7 章 雑則 (第 5 7 条の 4～第 6 3 条)

第 8 章 罰則 (第 6 4 条・第 6 5 条)

附則

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第 3 1 条 火災に関する警報 _____ が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) ～ (5) (略)

(6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

[新設]

<u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u> <u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u> <u>第31条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第31条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u> (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第59条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為<u>(たき火を含む。)</u> (2) ～ (6) (略) <u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u>	(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第59条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為____ _____ (2) ～ (6) (略) [新設]
--	---

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。